

「どうする、21世紀の地域歯科保健」



歯学博士 (東京歯科大学)
日本歯科医師会公衆衛生委員
坂井 剛

略歴

- 昭和15年7月10日生 (愛知県)
- 昭和40年 東京歯科大学卒業
- 昭和46年 現在地で開業
- 昭和63年～ 愛知県歯科医師会専務理事
- 平成3年～ 日本歯科医師会代議員
- 平成4年 歯学博士 (東京歯科大学)
- 平成6年～ 日本歯科医師会公衆衛生委員

提言: “8020診療所”の展開を!!

発言要旨 (キーワード: 地域保健法、8020運動、かかりつけ歯科医)

● 21世紀の医師像、歯科医師像をイメージ

1. 21世紀 (成熟社会) の基本認識と歯科界の対応
 - 1) 人口の減少、少子化、高齢化……歯科医師需給調整、“8020運動”の推進。
 - 2) 高度情報化、技術化、国際化……J A I C O の支援、高度先進技術開発。
 - 3) 国民ニーズの多様化、高度化……特定療養費制度、民間歯科保険の拡大。

2. 歯科医師需給調整 (コンセプト→質の向上)

- 1) 2050年時点の目標値 (≠適性数) の設定 (歯科医師数値目標、95,000人)
 - 医科: 318,000人 (2025年予測) - 292,000人 (10万対240) = 26,000人 (過剰)
 - 歯科: 132,000人 (2025年予測) - 95,000人 (10万対80) = 37,000人 (過剰)
- 2) 国民医療総合政策会議……医師・歯科医師の教育、研修の向上、需給の見直し

- 大学も開業医も経営基盤が大切。
- 国民の目からみると質の向上が大切。

(16)

3. “8020運動”の推進 (コンセプト→信頼)

1) “8020運動”のこれまでの経過と今後の展開

- (1)平成元年12月 厚生省「成人歯科保健対策検討会」→“8020”を目標に設定
- (2)平成4年2月 “ワークショップ8020愛知” →“8020運動”を全国に発進
- (3)平成6年7月 世界口腔保健年学術大会「東京宣言」で8020運動を世界に発信。
- (4)平成7年4月 第24回日本医学総会で8020運動を医学会に紹介

今後の展開

- (5)平成7年6月 「フォーラム8020」の結成 →全国~~3000~~³²⁵⁵余の市町村へ運動展開
- (6)日本歯科医師会は8020財団の創設を目指す →8020運動を全国展開する為に必要

2) 地域保健法の成立と8020運動 (保健は行政、医療は歯科医師会の役割分担)

- (1) 地域保健医療計画 (医療圏)、老人保健福祉計画 (福祉圏)、障害者保健福祉計画の3計画の策定とそれを実施するための地域保健法の成立。
- (2) 地域保健法施行により二次医療圏毎に基幹保健所を設置する。又、市町村保健センターを整備して母子保健法等による住民サービスを行う。
- (3) 具体的な“8020運動”の4つの重点事業

○健康な人に対する健康増進事業

(イ)六歳臼歯の保護育成運動 (成長期)

歯のパスポートを使った健康管理

(ロ)歯周疾患の予防事業 (老年期)

そう快チェック、40、50歳の節目検診

○歯科医療
充実が望む

○障害者、寝たきり老人等に対する社会福祉事業

(イ)訪問歯科保健指導 (在宅者)

寝たきり老人等在宅者へ歯科衛生士を派遣

(ニ)施設歯科保健指導 (入所者)

(17)

特養等施設入所者への口腔ケアを進める

e x. 医療圏を中心とした新機構



④ 医療圏口腔医療センターの役割

- ① 8020 運動推進事業
- ② 医療圏毎に口腔医療センターを設置、休日夜間緊急歯科医療を行う
- ③ 障害者、難病者、在宅者、施設収容者等の歯科診療を行う
- ④ 病診機能連携システム、救急医療情報システム、災害時救急歯科医療対策

日本国憲法第25条：「国民が人間らしく生活する権利、これを実現する国の社会的義務」の規定

- 1. すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

歯科医師法第1条：「歯科医師の任務」

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

・本田会長(医業と医療の差)

3) かかりつけ歯科医と8020運動→“8020診療所”の展開

- (1) 社会保障制度審議会の「勧告」で歯科医学教育とかかりつけ歯科医が記載。
- (2) 介護保険については平成11年に在宅者、平成13年からは施設介護を始める。
- (3) 個人の歯科診療所として21世紀を迎えるには、かかりつけ歯科医となる事。
- (4) 診療所において8020運動を熱心に進める。地域住民からの評価を大切にす。
- (5) 地域の社会活動に参加して、地域の衛生や安全面等で専門家として貢献する。

信頼

(歯科医師自覚の意識改革)

(参考)

(平成9年度以降を想定した役割分担)

医療圏口腔保健センターを中心とした地域歯科保健・医療・福祉ネットワーク

〈県レベル〉(口腔保健医療センター)

○県行政 (衛生部) (運診・検診・保健と保険)

- 1. 愛知県衛生対策審議会歯科保健対策専門部会
- 2. 歯科衛生士再教育研修
- 3. 保健所・市町村の歯科保健事業の精度管理
- 4. 県歯科医師会との連絡調整

○県歯科医師会

県口腔保健センター(本部)

県公衆衛生部

○県歯本部事業

- 1. 8020 運動推進事業
 - ① 8020 表彰事業 (歯科保健大会)
 - ② 8020 シンポジウム (市町村事業から)
 - ③ 8020 疫学調査・研究・報告
- 2. 各種講習会・研修会の開催
 - ① 寝たきり老人等在宅医療講習会
 - ② 障害者歯科保健医療講習会

- ③難病者歯科保健医療講習会
- ④事業所歯科保健事業研修会
- 3. 医療圏・市町村への支援事業
 - ①各種マニュアル・教材等の整備
 - ②医療圏・市町村担当者会議
 - ③県、市町村行政との連絡調整

〈医療圏〉

- 県行政 (保健所) ~~(保健所)~~ **(基幹保健所)**
 - 1. 8020運動連絡推進協議会
 - 2. 8020運動推進事業
 - 3. よい子の歯みがき運動
(6歳臼歯の保護育成)
 - 4. 歯科予防処置事業
(歯周基本検査、フッ化物の応用)
 - 5. 歯科健康教育・啓発普及事業
 - 6. 市町村の歯科保健事業への支援
 - 7. 在宅歯科衛生士の把握
 - 8. 難病患者への歯科保健対策
 - 9. 障害者の歯科保健対策
 - 10. 保健・医療・福祉サービス調整会議
- 医療圏歯科医師会
 - 医療圏口腔保健センター
 - 医療圏公衆衛生委員会
- 医療圏口腔保健センター事業
 - 1. 8020運動推進事業
 - 2. 在宅歯科医療
 - 3. 施設歯科医療
 - 4. 歯科衛生士派遣事業
 - 5. 事業所歯科健診事業
 - 6. 障害者歯科医療対策
 - 7. 難病者歯科医療対策
 - 8. 病診機能連携システム運用
 - 9. 救急医療情報システム
 - 10. 災害時救急歯科医療対策
- 休日(夜間)急病歯科診療所
- 障害者歯科医療センター

〈市町村〉

- 市町村行政 (市町村保健センター)
 - 1. 1歳6か月児歯科健康診査
 - 2. 3歳児歯科健康診査
 - 3. 妊産婦歯科健康診査
 - 4. 乳幼児歯科健康診査
 - 5. 老人保健事業
(健康教育、健康相談、総合健康診査・訪問口腔衛生指導)
 - 6. 歯科予防処置事業
- 地区歯科医師会 (郡・市・区)
 - 地区歯科医師会公衆衛生委員会
- 市町村公衆衛生事業
 - 1. 8020運動推進事業
 - ①6歳臼歯の保護育成運動(学校保健)
 - ②歯周病の予防管理(節日健診)
 - ③在宅・施設の訪問(診療・指導)
 - 2. 保健センター支援事業
 - ①1歳6か月児・3歳児歯科健診
 - ②母子保健事業
(母親教室、妊産婦・乳幼児歯科健診歯科予防処置事業)
 - ③老人保健事業(健康教育、健康相談)
 - 3. 歯の衛生週間行事
 - 4. 歯の健康教室(8020表彰)
 - 5. 事業所健診事業

(フォーラム8020'96愛知)